平成２２年（フ）第４３４号
福岡市西区小戸１丁目35番１―503号
債務者　大久保恵美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５０号
福岡市中央区六本松３丁目１番52―601号
債務者　山内亜希子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５５号
福岡県糸島市前原西２丁目２番22号　108
債務者　牟田　　恵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５６号
福岡県太宰府市大字内山840番地１
債務者　松崎　留美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６１号
福岡市西区今津1656番地
債務者　林田　博憲
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６８号
福岡市西区野方５丁目52番８号
債務者　寺澤　信一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈331番地
債務者　岡村　五男
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１７号
福岡市西区福重４丁目18番１―701号
債務者　多田　安幸
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２８号
福岡市早良区次郎丸６丁目７番18―101号
債務者　横山　正三
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３６号
福岡市西区生の松原２丁目４番16―502号
債務者　塩手　一也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目24番地　グレイスマンション博多南Ⅱ801号
債務者　松尾　隆一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３９号
福岡市西区野方５丁目52番８号
債務者　寺澤ひろ子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田475番地
債務者　野上　　透
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田475番地
債務者　野上　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６８号
福岡市南区高宮２丁目１番33―304号
債務者　福永　建治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７５号
福岡県福津市上西郷1175番地
債務者　梶原　靖之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵836番地５
債務者　木下　泰博
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７８号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵836番地５
債務者　木下　純子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部